

議案第 3 号

令和 5 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和5年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和5年度の財政融資資金の融通条件（令和4年12月21日決定）を下記のように改め、令和5年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和5年度における貸付けのうち8,385億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

2. 記7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和5年度における貸付けのうち203億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、797億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,615億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,782億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,603億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

3. 記16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、（i）令和5年度における貸付けのうち、27億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、140億円については、10年以内、60億円については、7年以内、20億円については、5年以内
（ii）地域公共交通融資に係る貸付けについては、8年以内（2年以内の据置期間を含む。）、8年以内、5年以内（2年以内の据置期間を含む。）又は5年以内とすることができる。